

第2章

石巻市の概況

第2章 石巻市の概況

1. 位置等

本市は、宮城県の北東部に位置する東西約 38 km、南北約 43 km、面積約 554.55 km²の市であり、県土の約 7.6%（令和 2 年 3 月 31 日現在）を占めています。

東北地方太平洋沖地震による津波により、中心市街地の全域を含む市域の約 13%にあたる概ね 73 km²が浸水し、多くの犠牲と甚大な被害が出ました。石巻市の浸水面積は宮城県全体の約 20%を占めました。加えて地震の影響により広域的な地盤沈下が発生し、強制的に雨水を排水するポンプ場と流入幹線の整備が必要となりました。

2. 自然条件

市内には北上川と旧北上川が緩やかに流れ、市街地は旧北上川の最下流域に形成されています。市の中央部と西部は肥沃な土壌からなる平野であり、田園地帯が広がっています。

市の東部は山地と丘陵であり、南東に半島が伸び、リアス海岸が形成されています。地形の多様性や温暖な気候を反映して暖地性植物群落など、貴重な植物群落のほか、イヌワシやウミネコの繁殖地もみられます。

また、三陸復興国立公園や県立自然公園等の風光明媚な自然景観を多く有しています。

気候は海洋性であり、宮城県内の内陸地方と比較すると寒暖の差や積雪量が少なく温暖な気象条件に恵まれています。

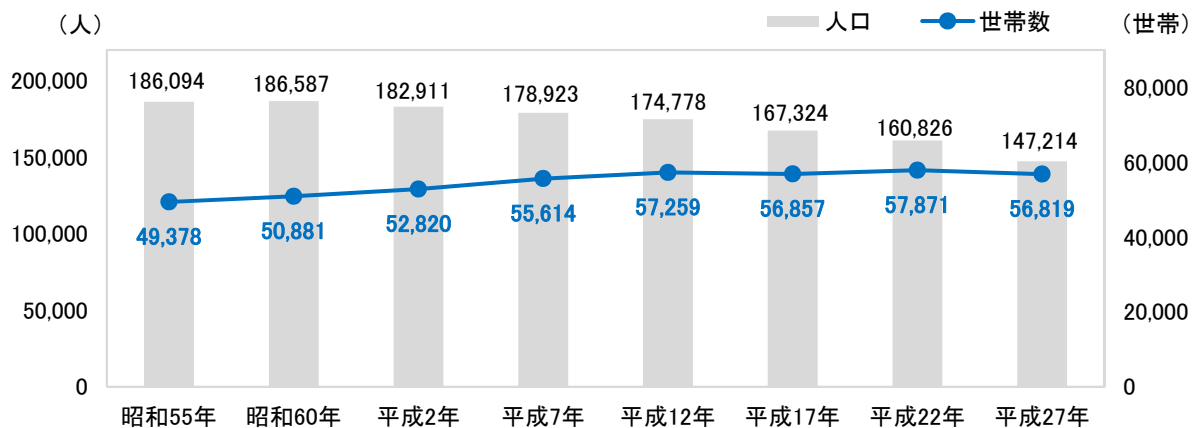
3. 社会条件

(1) 人口

1) 人口世帯数

本市の人口は 147,214 人（平成 27 年国勢調査）であり、昭和 55 年からの推移をみると、昭和 60 年の 186,587 人をピークに、それ以降減少傾向にあります。平成 27 年の人口は、ピーク時の約 20%減少、平成 17 年以降 10 年間で約 12%減少しています。

一方、世帯数は、平成 27 年現在で 56,819 世帯となっています。平成 12 年まで増加傾向でしたがその後は増減を繰り返し、ピーク時の平成 22 年に比べ約 1,000 世帯減少しています。



出典：国勢調査（昭和 55 年～平成 27 年）

図 2-1 人口・世帯数の推移

2) 年齢別人口構成比

本市の人口に占める15歳未満の人口割合は年々減少傾向にあり、平成27年の国勢調査では11.6%となっています。その一方で、65歳以上の人口割合は年々増加し、平成27年時点で30.3%と概ね3人に1人が高齢者という状況であり、少子化とともに超高齢社会化が進んでいます。

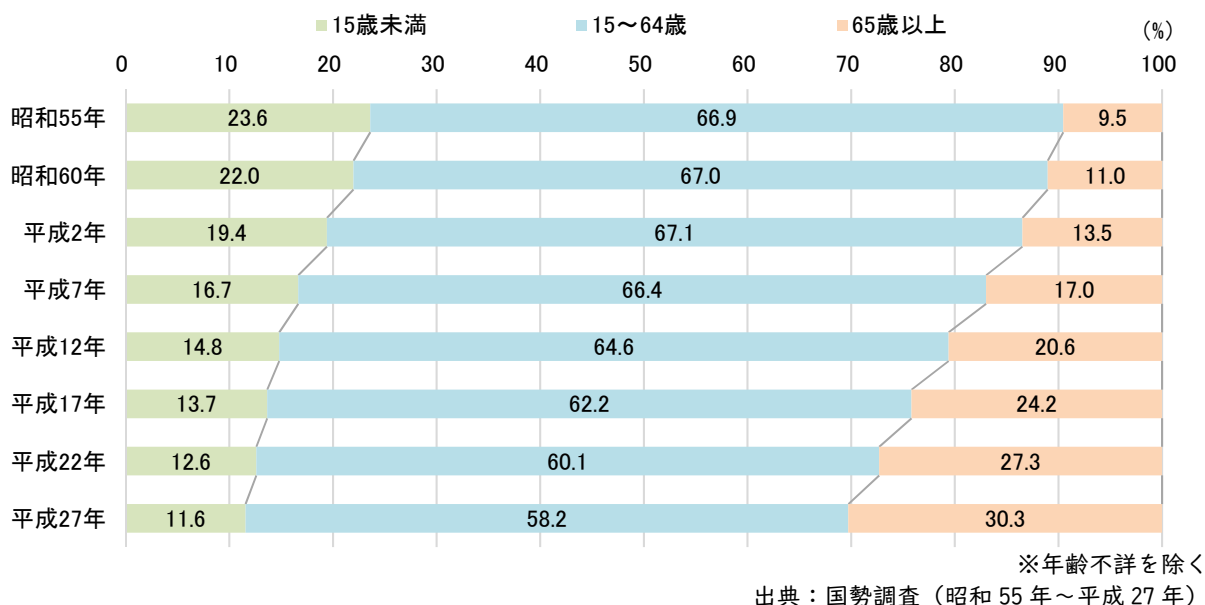


図 2-2 年齢別人口構成比の推移

3) DID（人口集中地区）人口

DIDは本市中心部の石巻地区のみにあり、面積は平成27年で20.9km²となっています。面積のピークである平成12年から平成22年までは25.9km²で増減がありませんでしたが、東日本大震災の影響もあり、平成27年には5km²減少し、ピーク時の約80%となりました。

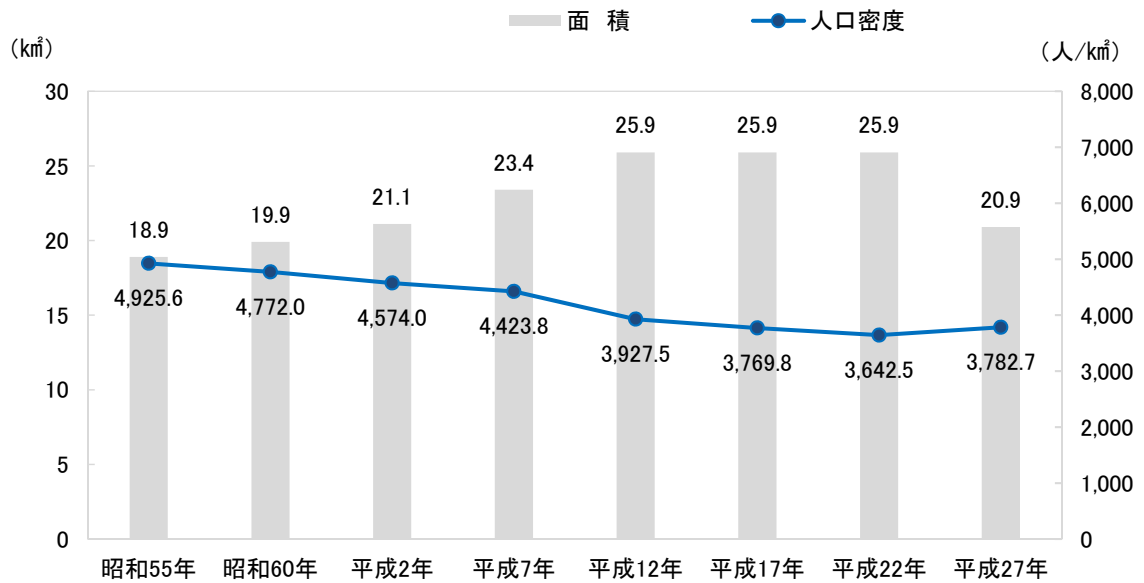
一方、DID人口は平成7年の103,518人をピークに減少しており、平成27年には79,059人とピーク時の約76%まで減少しています。DID内の人口密度は、昭和55年の4,925.6人/km²から減少が続き、平成27年には3,782.7人/km²まで減少しています。

以上より、本市中心部における人口集中の状況低下は明らかです。

表 2-1 DID人口・面積・人口密度の推移

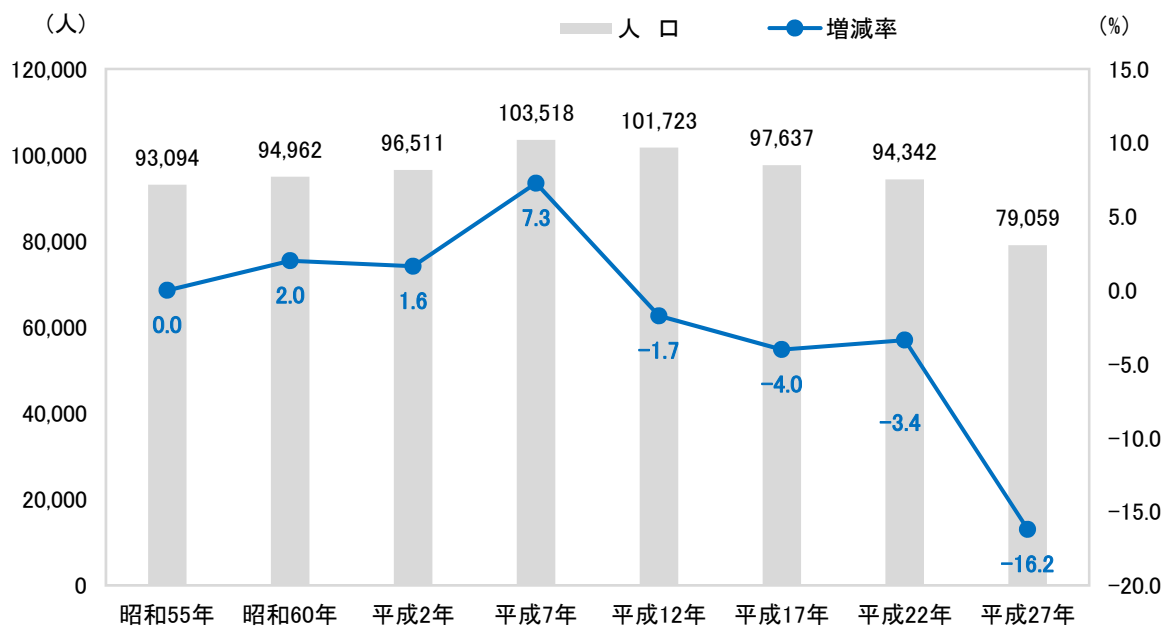
区 分	DID			
	人 口(人)	増減率(%)	面 積(km ²)	人口密度(人/km ²)
昭和55年	93,094	—	18.9	4,925.6
昭和60年	94,962	2.0	19.9	4,772.0
平成2年	96,511	1.6	21.1	4,574.0
平成7年	103,518	7.3	23.4	4,423.8
平成12年	101,723	△1.7	25.9	3,927.5
平成17年	97,637	△4.0	25.9	3,769.8
平成22年	94,342	△3.4	25.9	3,642.5
平成27年	79,059	△16.2	20.9	3,782.7

出典：国勢調査（昭和55年～平成27年）



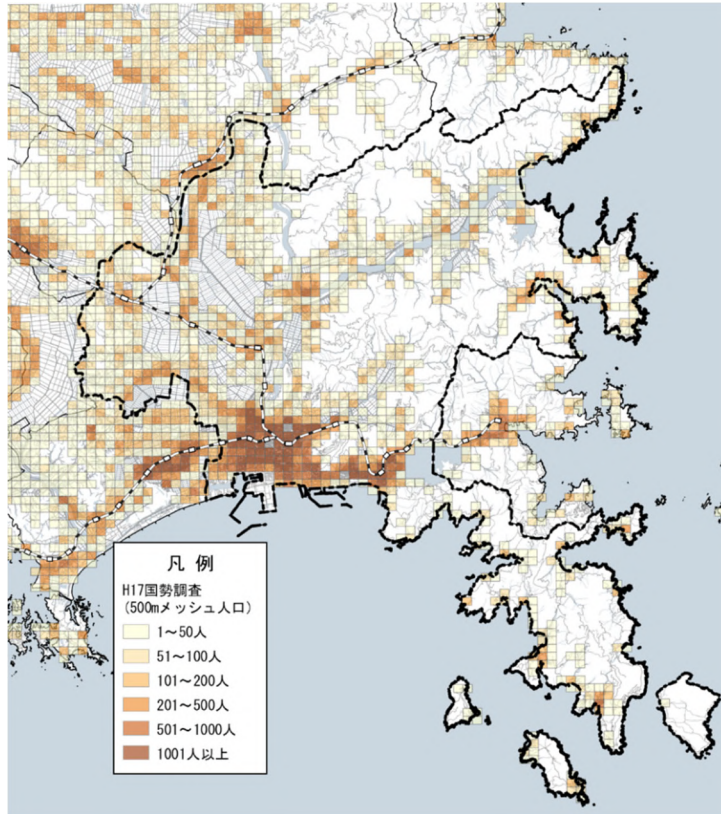
出典：国勢調査（昭和55年～平成27年）

図2-3 DID面積と人口密度の推移



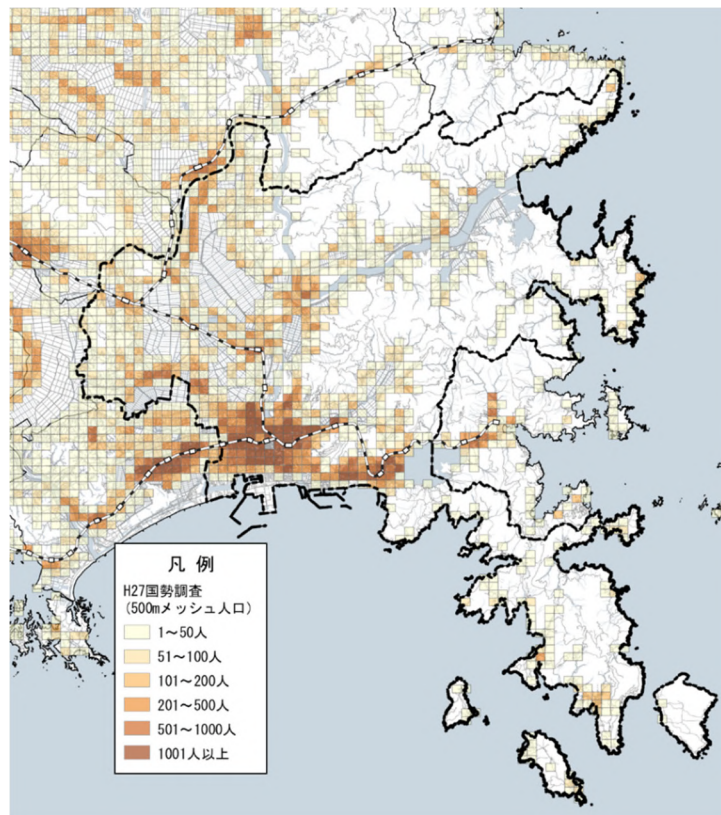
出典：国勢調査（昭和55年～平成27年）

図2-4 DID人口の推移



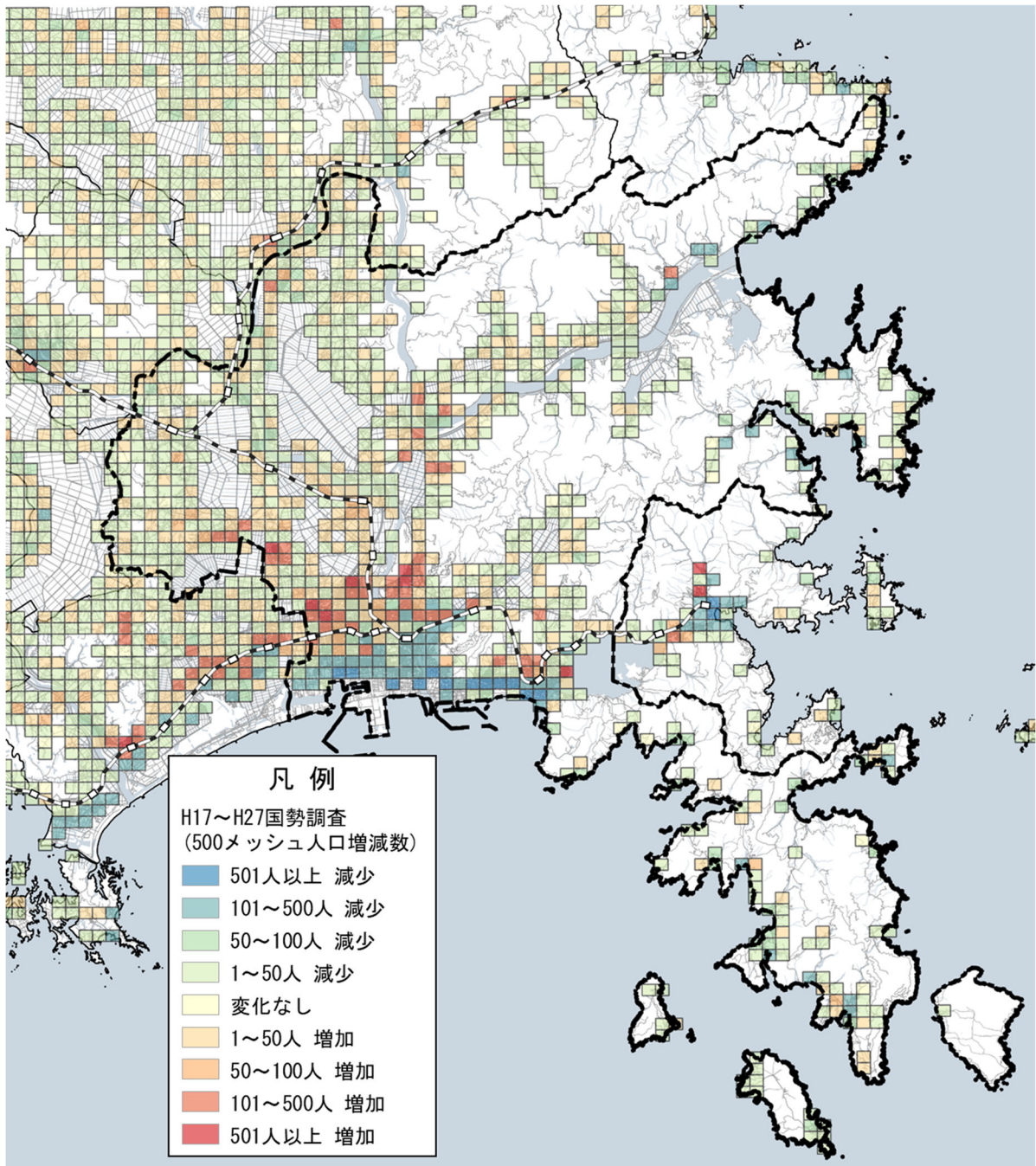
出典：国勢調査（平成17年）

図2-5 人口密度の分布図



出典：国勢調査（平成27年）

図2-6 人口密度の分布図



出典：国勢調査（平成17年～平成27年）

図2-7 人口密度の増減分布図

4) 地区別人口

地区別人口をみると、平成27年時点で最も人口が多い地区は石巻地区で全体の70%を占めるものの、平成2年以降減少を続けるのに対し、河南地区は平成22年から平成27年で約15%増加し、全市人口の10%以上を占めています。また、特に雄勝地区や牡鹿地区の人口減少傾向は顕著で、平成22年から平成27年の間に、雄勝地区は約3,000人、牡鹿地区は約2,000人減少しています。

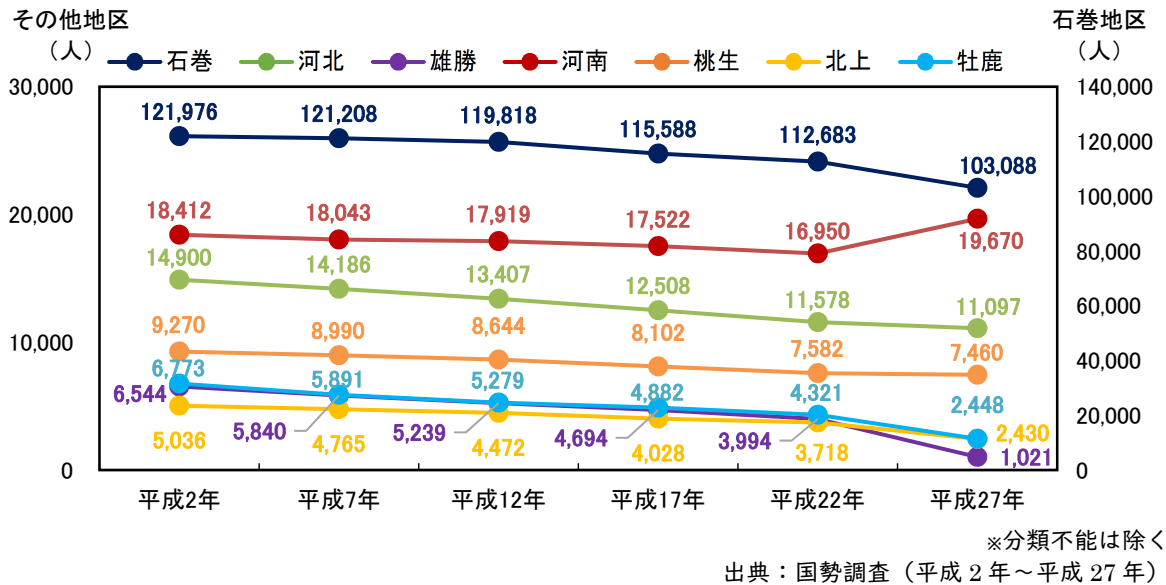


図 2-8 地区別人口の推移

(2) 産業

1) 産業別就業人口

本市の就業人口について、総数を見ると、平成27年は67,457人（分類不能1,326人を含む）とピーク時の平成2年（89,178人（分類不能19人を含む））の約75%に減少しています。

産業別では、第一次産業は年々減少、第二次及び第三次産業は、いずれも平成7年まで順調に増加していましたがそれ以降は減少傾向にあります。

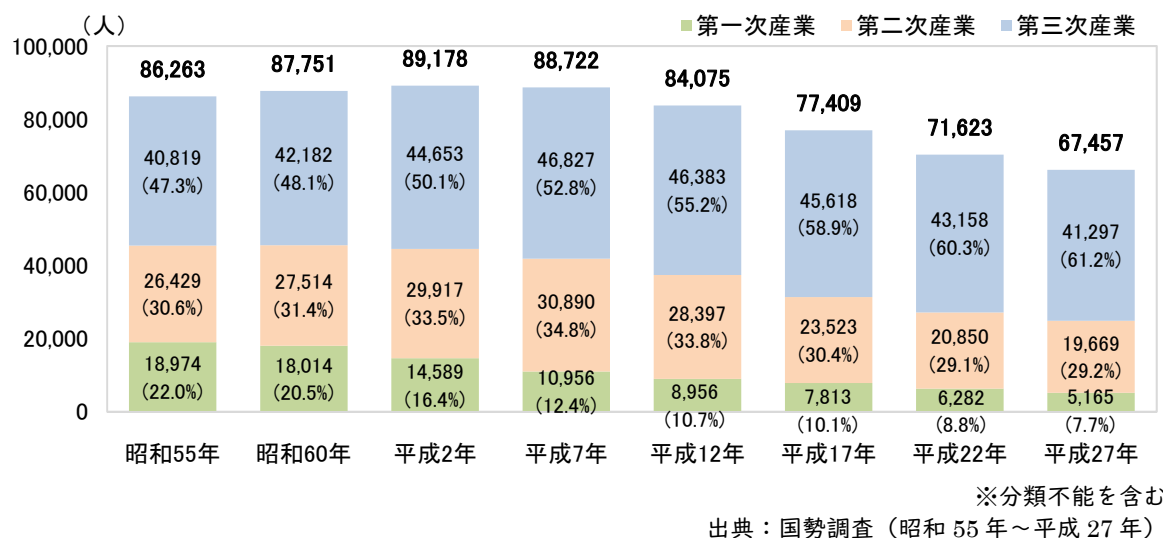
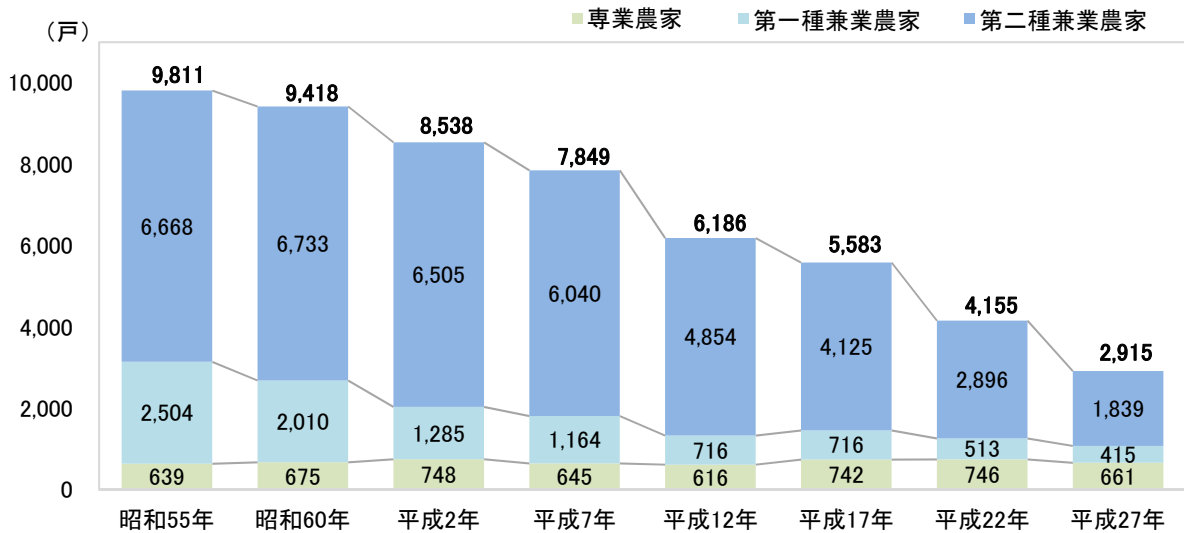


図 2-9 産業別就業人口の推移

2) 農業

昭和55年からの推移を見ると、農家数は年々減少していますが、専業農家については多少の増減があるものの大きな変動は見られません。第一種・第二種兼業農家は、昭和55年と比べると大幅に減少しています。



出典：農林業センサス（平成27年）

図2-10 農家数の推移

3) 漁業

漁業の水揚高数量や金額は、東日本大震災の影響により大幅に落ち込んだものの、その後増加傾向にあり、平成29年には約11.3万トン、約209億円と震災以前の水準近くまで回復しています。しかし、平成29年以降は、水揚高数量、金額ともに減少傾向にあります。



出典：石巻市統計書「漁業別水揚高」（平成21年～令和元年）

図2-11 水揚高の推移

4) 工業

本市の4人以上の事業所について、事業所数、従業者数、製造品出荷額等を平成28年現在と東日本大震災前の平成22年で比較すると、被災後の事業所数で平成22年時点の約72%、従業者数は約80%、製造品出荷額等は約90%の水準にとどまっています。

特に、石巻港は、県北部の工業・物流の拠点となる臨海型工業地域として本市製造業就業人口の約30%の雇用を支え、地域経済の中核を担ってきた経緯もあり、加えて東日本大震災後の災害復旧工事完了、仙台塩釜港及び松島港との統一体化で平成24年10月より国際拠点港湾「仙台塩釜港(石巻港区)」として整備されたことから、さらなる機能拡充が期待されます。

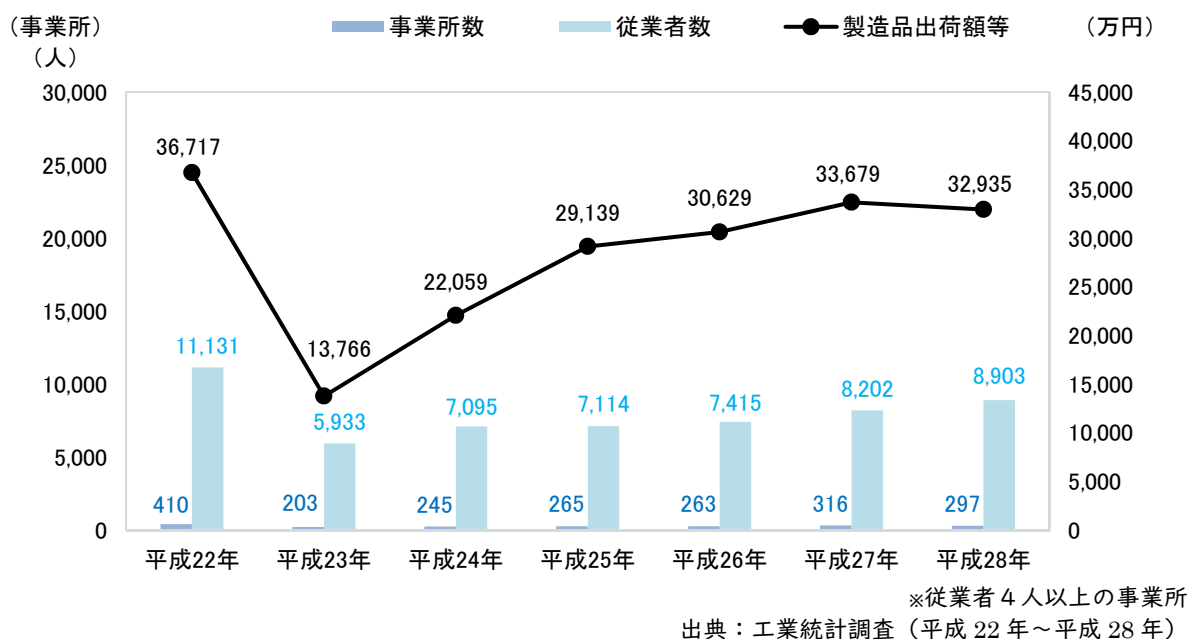


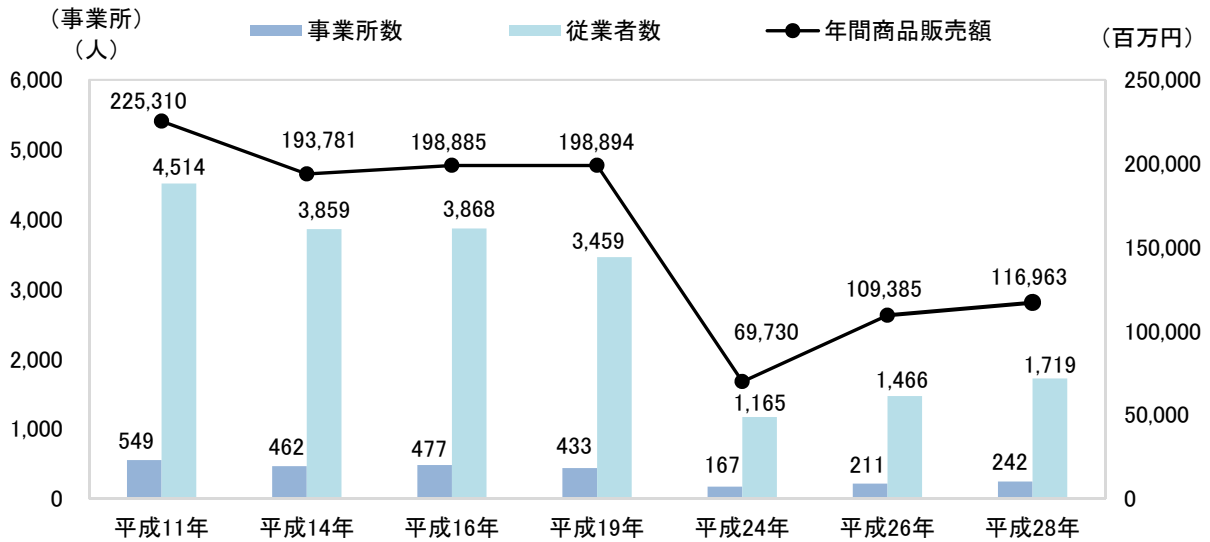
図 2-12 製造業の推移

5) 商業

市内の事業所数、年間商品販売額をみると、卸売業・小売業ともに震災前の平成19年時点よりも減少傾向にあります。第3期石巻市中心市街地活性化基本計画では、東日本大震災後、各商店街の衰退傾向が深刻化、商業活力の低下を招く店舗や事務所数の減少や、低未利用地の拡大等の震災以前から抱える未解決の課題を抱えていることが明らかになっています。

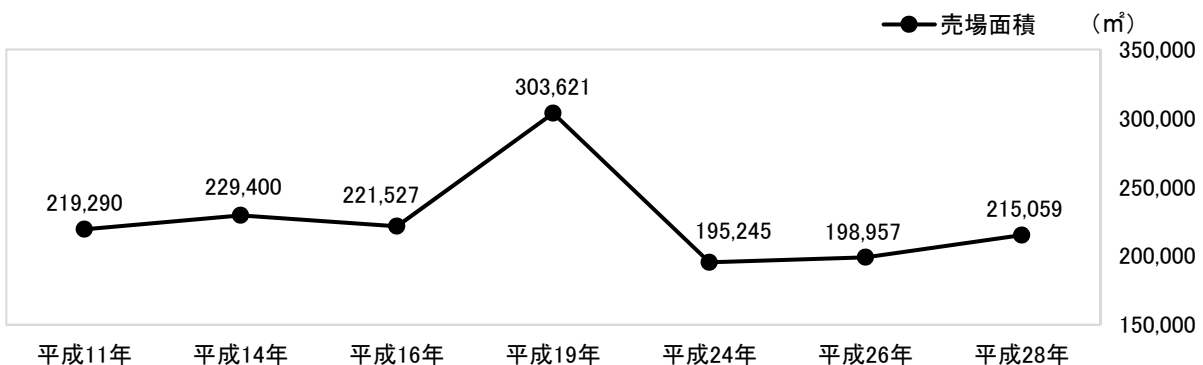
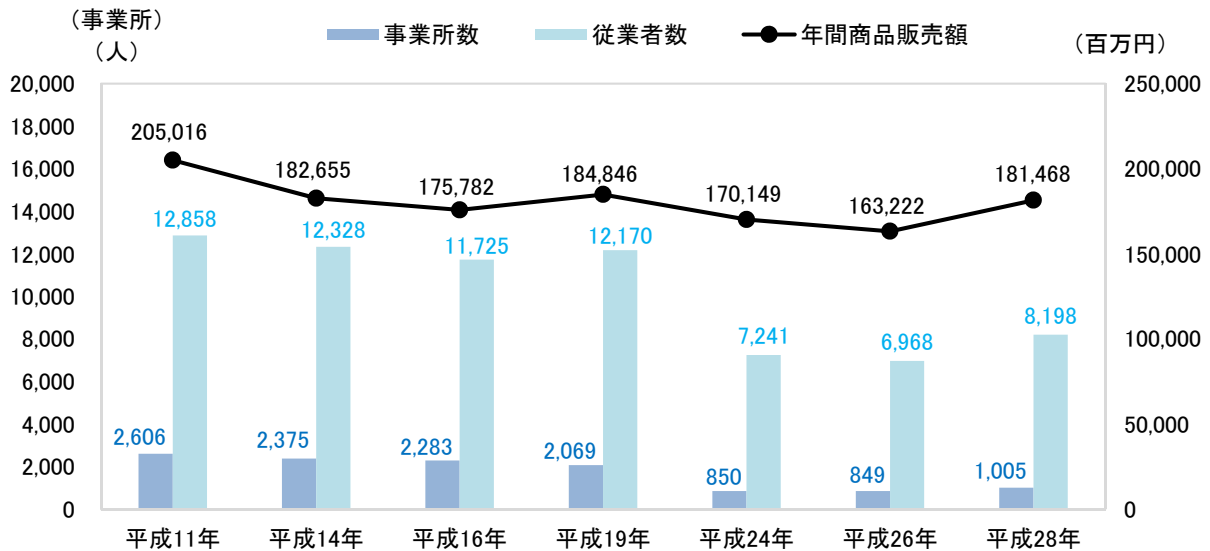
小売業は、事業所数の減少の一方で、年間商品販売額は震災前の水準に回復しています。

小売業の売場のスペース当りの生産性を示す指標である売場面積は、平成28年現在、震災前の約70%程度にとどまっています。



※平成 11、26 年は 7 月 1 日現在、平成 14、16、19、28 年は 6 月 1 日現在、平成 24 年は 2 月 1 日現在
 出典：商業統計調査(平成 11～19、26 年)、経済センサス-活動調査(平成 24、28 年)

図 2-13 卸売業の推移



※平成 11、26 年は 7 月 1 日現在、平成 14、16、19、28 年は 6 月 1 日現在、平成 24 年は 2 月 1 日現在
 ※平成 16 年以前は合併市町を合算して算出。平成 16 年の北上町の売り場面積は不詳
 出典：商業統計調査(平成 11～19、26 年)、経済センサス-活動調査(平成 24、28 年)

図 2-14 小売業の推移

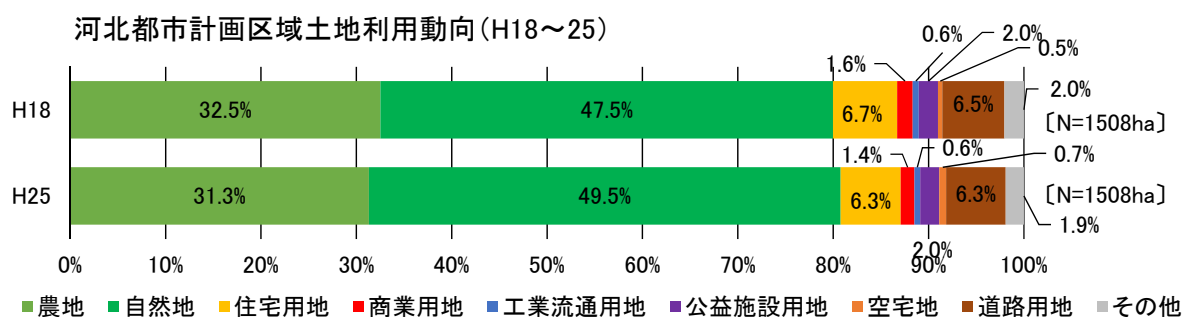
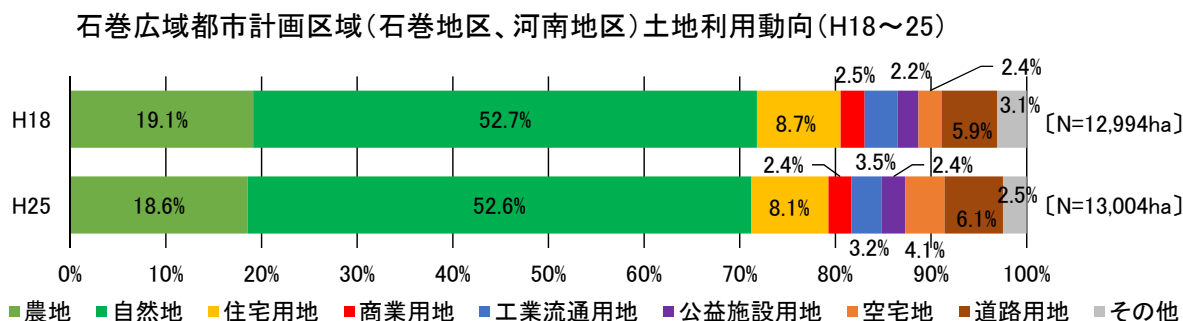
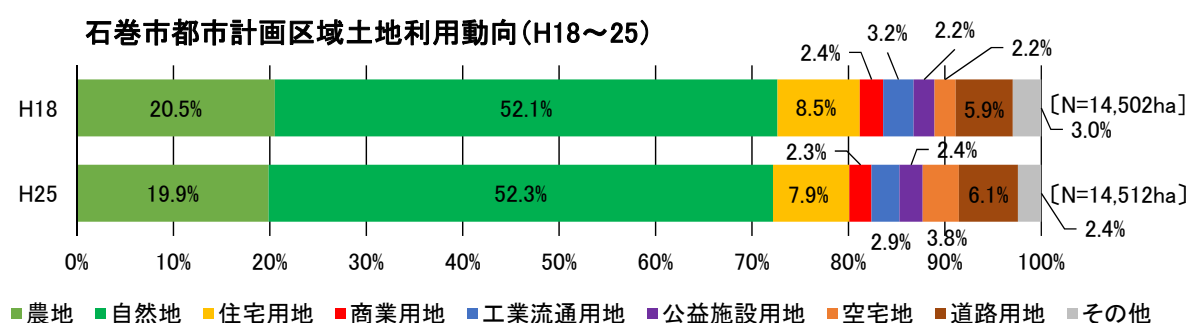
(3) 土地利用

土地利用現況について、平成18年と平成25年に実施した都市計画基礎調査からみると、石巻市の都市計画区域全体では、農地（田畑）及び住宅用地が0.6%、商業用地は0.1%、工業用地が0.3%減少した一方、公益施設用地は0.2%、空宅地が1.6%増加しています。

石巻広域都市計画区域（石巻地区、河南地区）では、住宅用地が0.6%、商業用地が0.1%減少した一方、建物跡地や駐車場に当たる空宅地が1.7%増加しています。

河北都市計画区域では、農地（田畑）が1.2%、住宅用地が0.4%、商業用地が0.2%減少した一方、山林等の自然地在が2.0%、空宅地が0.2%増加しています。

以上のとおり、石巻広域都市計画区域では、震災復興のための公共施設整備に伴う農地減少の一方、人口減少（転出等）に伴う住宅用地や空宅地の若干の増加が見受けられます。

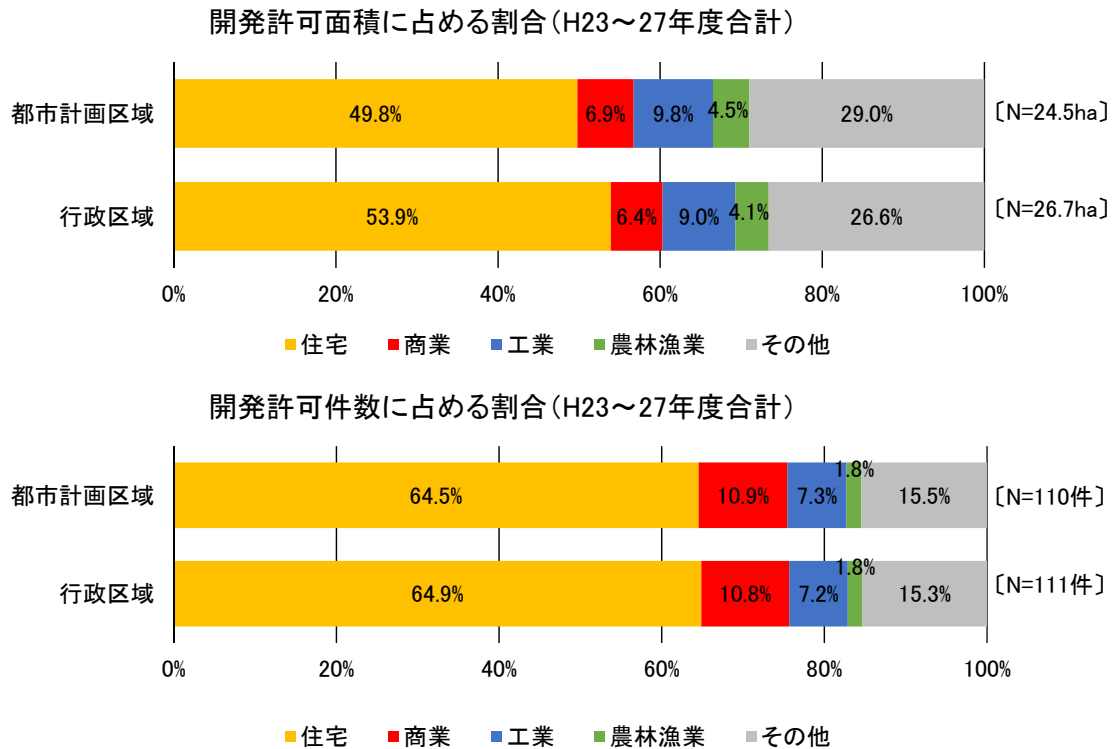


出典：平成28年都市計画基礎調査(平成18年、平成25年)

図2-15 それぞれの都市計画区域における土地利用動向

(4) 開発

平成23年度～27年度の過去5年間の開発をみると、行政区域全体及び都市計画区域内（石巻地区、河南地区、河北地区）にて、震災復興の影響からか住宅が面積で約50%、件数で約60%を占めています。特に石巻地区の市街化区域内で件数、面積ともに最も大きくなっています。



※その他は、運輸施設・倉庫、公共公益施設等

出典：平成28年都市計画基礎調査（平成23年度～27年度）

図2-16 開発許可状況（平成23年度～27年度）

表2-2 地区別開発許可状況（平成23年度～27年度）

件数 (件)	石巻地区			河南地区			河北地区			全体		
	市街化 区域	市街化 区域外	小計	市街化 区域	市街化 区域外	小計	市街化 区域	市街化 区域外	小計	市街化 区域	市街化 区域外	合計
住宅	37	23	60	6	3	9	—	2	2	43	28	71
商業	1	6	7	1	3	4	—	1	1	2	10	12
工業	4	3	7	0	0	0	—	1	1	4	4	8
農林	0	1	1	0	0	0	—	1	1	0	2	2
その他	3	12	15	0	3	3	—	0	0	3	15	18
合計	45	45	90	7	9	16	—	5	5	52	59	111

面積 (ha)	石巻地区			河南地区			河北地区			全体		
	市街化 区域	市街化 区域外	小計	市街化 区域	市街化 区域外	小計	市街化 区域	市街化 区域外	小計	市街化 区域	市街化 区域外	合計
住宅	7.9	0.7	8.6	1.9	0.1	2.0	—	1.6	1.6	9.8	2.4	12.2
商業	0.3	0.4	0.7	0.3	0.2	0.5	—	0.5	0.5	0.6	1.1	1.7
工業	1.7	0.2	1.9	0	0	0	—	0.5	0.5	1.7	0.7	2.4
農林	0	0.2	0.2	0	0	0	—	0.9	0.9	0	1.1	1.1
その他	2.0	3.1	5.1	0	2.1	2.1	—	0	0	2.0	5.2	7.2
合計	11.9	4.6	16.5	2.2	2.4	4.6	—	3.5	3.5	14.1	10.5	24.6

出典：平成28年都市計画基礎調査（平成23年度～27年度）

(5) 交通体系

1) 道路

石巻市は、三陸自動車道を中心に南北方向は国道45号、東西方向は国道108号、国道398号を中心とした道路網が形成され、これらを軸に県道が連絡しています。

石巻市で市道認定している道路は、全部で5,283路線、総延長約2,135kmです。

表2-3 石巻市の道路の現況

種別	管理者	摘要
国道	国(国土交通省)	国道45号(仙台から石巻を経て青森まで510km) 国道108号(石巻から大崎を経て由利本庄まで205km)
国道	県(宮城県)	国道398号(石巻から女川を経て由利本庄まで228km)
県道	県(宮城県)	主要地方道、一般県道
市町村道	石巻市	道路法に基づき議会の承認後認定(令和元年4月1日現在) 5,283路線 2,135km

2) 公共交通

① 鉄道

鉄道網は、仙石線、石巻線、気仙沼線の3つのJR線が通っており、計13の駅があります。

石巻駅の利用状況の推移をみると、平成22年度まで減少傾向にあり、東日本大震災により大きく落ち込みましたが、利用者は回復傾向にあり、現在は横ばいで推移しています。

表2-4 鉄道の1日平均乗車人員

JR 仙石線	石巻あゆみ野、蛇田(872)、陸前山下(948)、石巻(3,222)
JR 石巻線	前谷地(161)、佳景山、鹿又、曾波神、石巻(3,222)、陸前稲井、渡波(534)、万石浦、沢田
JR 気仙沼線	和渚、前谷地(161)

※数字は1日平均乗車人員(令和元年度、渡波と前谷地は平成30年度)

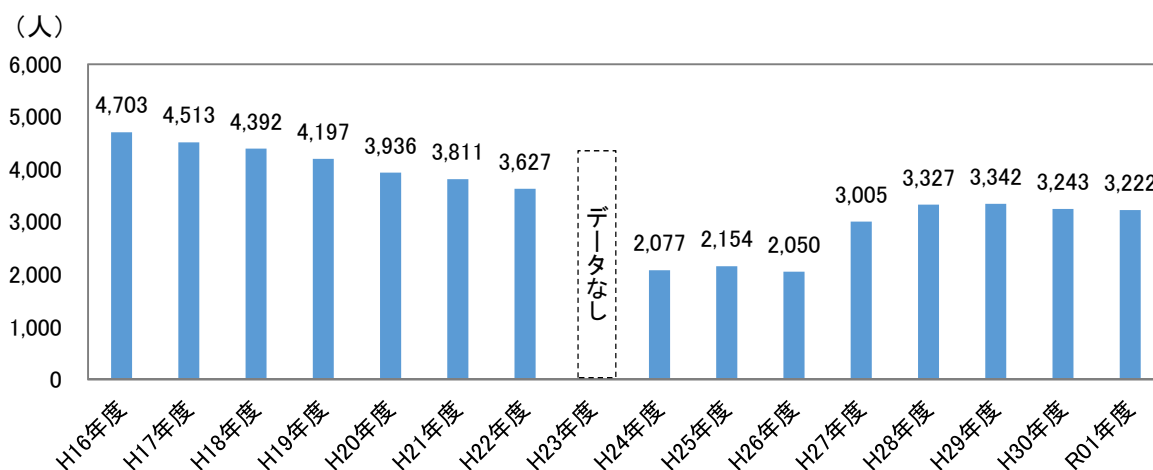


図2-17 石巻駅の1日の平均の乗車人員

② バス

バスは、路線バスのほか住民主体のバスや乗合タクシーが運行されていますが、鉄道駅やバス停留所から離れた地区や山間部等の交通が不便な地区が存在しています。

(6) 都市計画

1) 都市計画区域と区域区分

本市は、市町村合併により、4つの都市計画区域がありましたが、平成22年5月18日に「雄勝」、「牡鹿」の両都市計画区域が廃止され、現在は、石巻広域と河北の2つの都市計画区域が指定されています。

区域区分は、石巻広域都市計画区域のみで定めており、都市計画区域14,513haのうち、市街化区域が約33%、市街化調整区域が約67%となっています。

行政区域内人口147,214人のうち、都市計画区域内に115,062人(約78%)、そのうち、市街化区域内には98,769人(約86%)、市街化調整区域内には10,827人(約9%)、非線引き区域には5,466人(約5%)が分布しています。

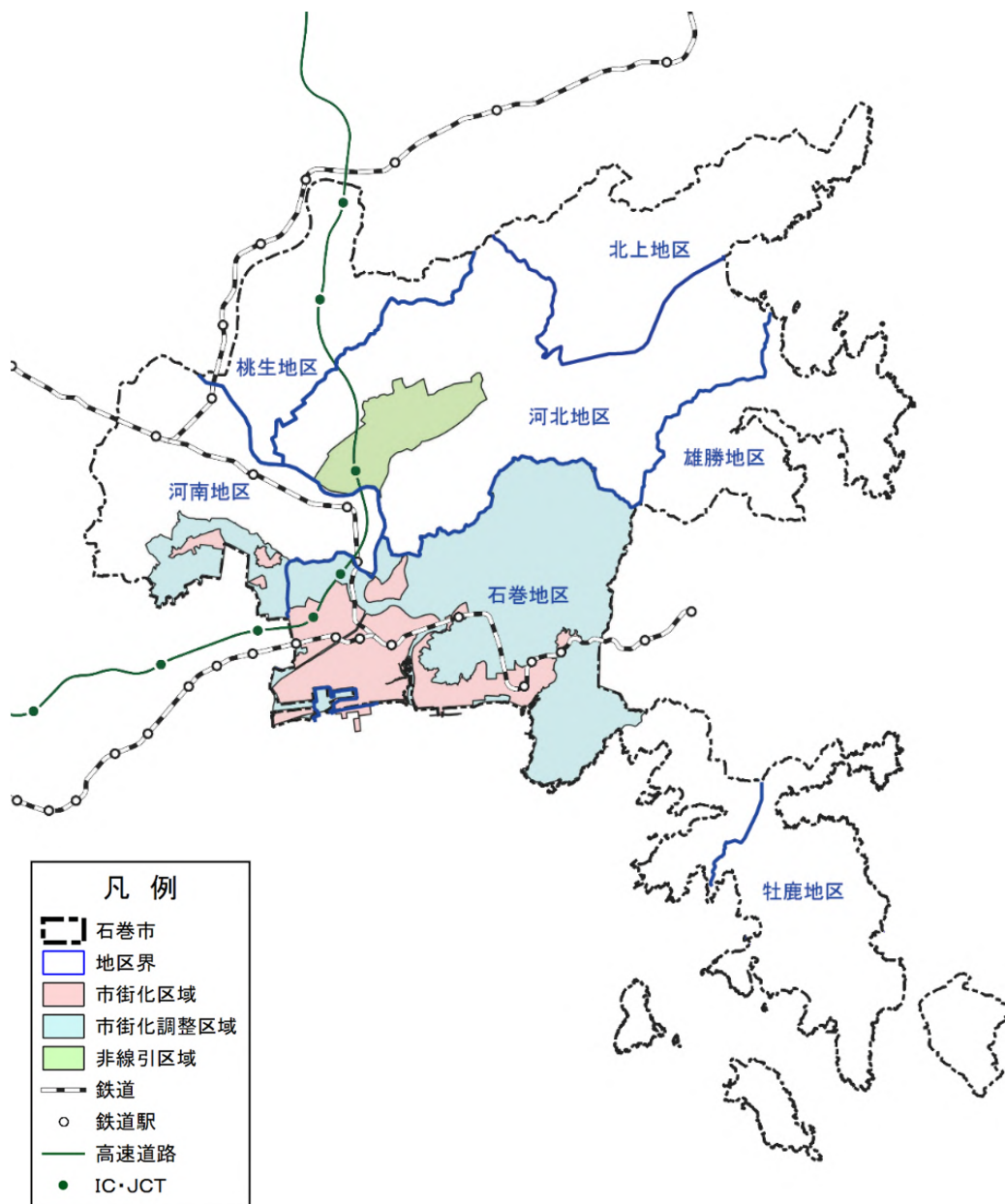


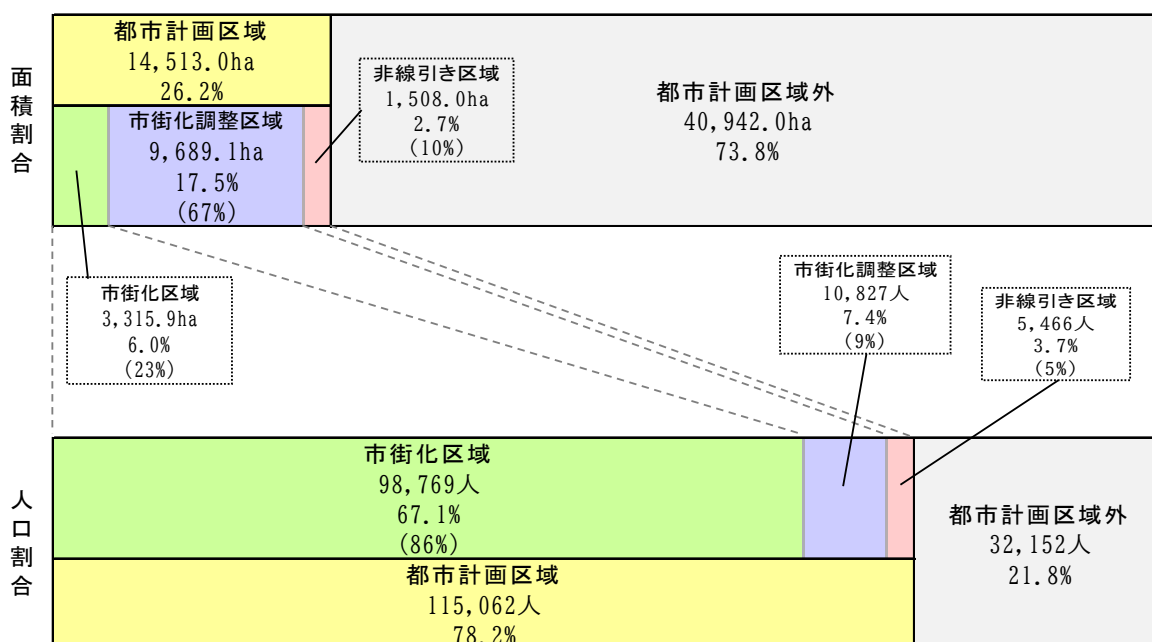
図 2-18 都市計画区域の状況

表 2-5 都市計画区域の指定状況

区 分		区域面積 (ha)			区域人口※ (人)	
		市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)			
都市計画区域	石巻広域都市計画区域	石巻地区	11,765.0	3,148.6	8,616.4	102,625
		河南地区	1,240.0	167.3	1,072.7	6,971
	河北都市計画区域 (河北地区)		1,508.0	—	—	5,466
	計		14,513.0	3,315.9	9,689.1	115,062
都市計画区域外	石巻地区		1,857.0	—	—	463
	河南地区		5,693.0	—	—	12,699
	河北地区		11,001.0	—	—	5,631
	雄勝地区		4,612.0	—	—	1,021
	桃生地区		4,382.0	—	—	7,460
	北上地区		6,098.0	—	—	2,430
	牡鹿地区		7,299.0	—	—	2,448
計		40,942.0	—	—	32,152	
合 計		55,455.0	3,315.9	9,689.1	147,214	

※区域人口：平成27年国勢調査の実績値

行政区域面積：55,455ha



行政区域人口：147,214人

※ () 書き：都市計画区域内に占める割合

図 2-19 面積と人口の割合

2) 地域地区

地域地区は石巻広域都市計画区域内で定めており、河北都市計画区域は未指定です。石巻地区の地域地区は、住居系用途が全体の52%、商業系が5%、工業系が37%となっています。河南地区の地域地区は、住居系が4%、工業系が1%であり、商業系用途は未指定です。

表 2-6 地域地区の指定状況

		石巻地区 [H28.5.24]		河南地区 [H14.11.21]		計 [H28.6.1]		構成比(%)	
		面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)		
住居系	第一種低層住居専用地域	295.3	8.9	52.5	33.0	1.0	4.0	328.3	9.9
	第二種低層住居専用地域	18.7	0.6		—	—		18.7	0.6
	第一種中高層住居専用地域	148.8	4.5		—	—		148.8	4.5
	第二種中高層住居専用地域	234.2	7.1		—	—		234.2	7.1
	第一種住居地域	405.4	12.2		46.0	1.4		451.4	13.6
	第二種住居地域	592.3	17.9		53.3	1.6		645.6	19.5
	準住居地域	44.3	1.3		—	—		44.3	1.3
商業系	近隣商業地域	97.5	2.9	5.0	—	—	—	97.5	2.9
	商業地域	69.4	2.1		—	—		69.4	2.1
工業系	準工業地域	593.5	17.9	37.5	14.5	0.4	1.0	608	18.3
	工業地域	264.9	8.0		20.5	0.6		285.4	8.6
	工業専用地域	384.3	11.6		—	—		384.3	11.6
合計		3,148.6	95.0	167.3	5.0	3,315.9	100.0		

※ [] 内の年月日は変更の決定告示

3) 特別用途地区

特別用途地区は、以下に示す準工業地域の12地区、延べ約562haを大規模集客施設制限地区に指定しています。

表 2-7 大規模集客施設制限地区の指定状況

No.	地区名	面積(ha)	No.	地区名	面積(ha)
1	蛇田西部地区	20.4	7	八幡町・不動町・井内地区	48.9
2	蛇田北部地区	5.0	8	大宮町・浜松町・渡波地区	28.1
3	南境地区	73.6	9	長浜町地区	8.1
4	石巻港背後地区	279.8	10	流留地区	21.5
5	門脇町一丁目地区	7.0	11	広瀨西地区	4.7
6	湊町・川口町・大門町地区	57.7	12	広瀨東地区	9.8

大規模集客施設：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

4) 準防火地域

準防火地域は、商業地域や近隣商業地域を中心に指定しており、一部、湊地区や中瀬の第二種住居地域、羽黒山の第一種中高層住居専用地域など、住居系用途地域も指定しています。

表 2-8 準防火地域の変遷

告示年月日	面積(ha)	摘要	備考
昭 28. 3.31 建告示第 411 号	147.0	市内中心部、湊地区中心部及び周辺地域	指定
昭 31.12.21 建告示第 2031 号	187.0	上記地区周辺部及び泉町一、二丁目地区	変更
昭 51.12.17 市告示第 53 号	193.1	魚町二丁目の一部	〃
平元. 4. 4 市告示第 42 号	262.0	中里、山下及び門脇(国道 398 号沿道) 石巻駅周辺、渡波地区の各一部	〃
平 5. 6.29 市告示第 85 号	271.0	石巻字水押の一部	〃
平 7.12. 1 市告示第 141 号	271.4	山下町一・二丁目、魚町二丁目の各一部	〃
平 16. 7.22 市告示第 135 号	284.1	蛇田中央地区	〃
平 26. 8.26 市告示第 227 号	235.1	新門脇地区、湊地区	〃

5) 地区計画

地区計画は全 14 地区、延べ約 373ha で定められています。そのうち約 149ha (約 40.0%) は被災市街地復興土地区画整理事業等によって整備した新蛇田地区、新蛇田南地区、新渡波地区、新渡波西地区、あけぼの北地区、須江地区、河北団地地区からなる新市街地です。

表 2-9 地区計画一覧

番号	名称	面積(ha)	番号	名称	面積(ha)
1	大橋地区計画	約 28.2	8	新蛇田地区計画	約 46.5
2	南境業務拠点地区計画	約 24.1	9	新蛇田南地区計画	約 27.4
3	南境地区計画	約 50.5	10	新渡波地区計画	約 17.8
4	渡波北部地区計画	約 18.7	11	新渡波西地区計画	約 11.1
5	蛇田中央地区計画	約 56.1	12	あけぼの北地区計画	約 5.6
6	蛇田北部地区計画	約 17.0	13	須江地区計画	約 21.1
7	蛇田西部地区計画	約 29.8	14	河北団地地区計画	約 19.4

6) 高度利用地区

高度利用地区は、復興事業として市街地再開発事業が実施された中央三丁目1番地区、立町二丁目5番地区、中央一丁目14・15番地区の3地区を指定しています。

表 2-10 高度利用地区の指定状況

番号	地区名	面積 (ha)	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度 (㎡)	壁面位置の制限 (m)	都市計画決定年月日
1	中央三丁目1番地区	約 0.5	40/10	15/10	8/10	200	1	平成 24 年 11 月 22 日 市告第 333 号
2	立町二丁目5番地区	約 0.3	50/10	15/10	8/10	200	1	平成 25 年 3 月 22 日 市告第 74 号
3	中央一丁目 14・15 番地区	約 0.5	40/10	15/10	8/10	200	1	平成 25 年 10 月 25 日 市告第 325 号
合計		約 1.3						

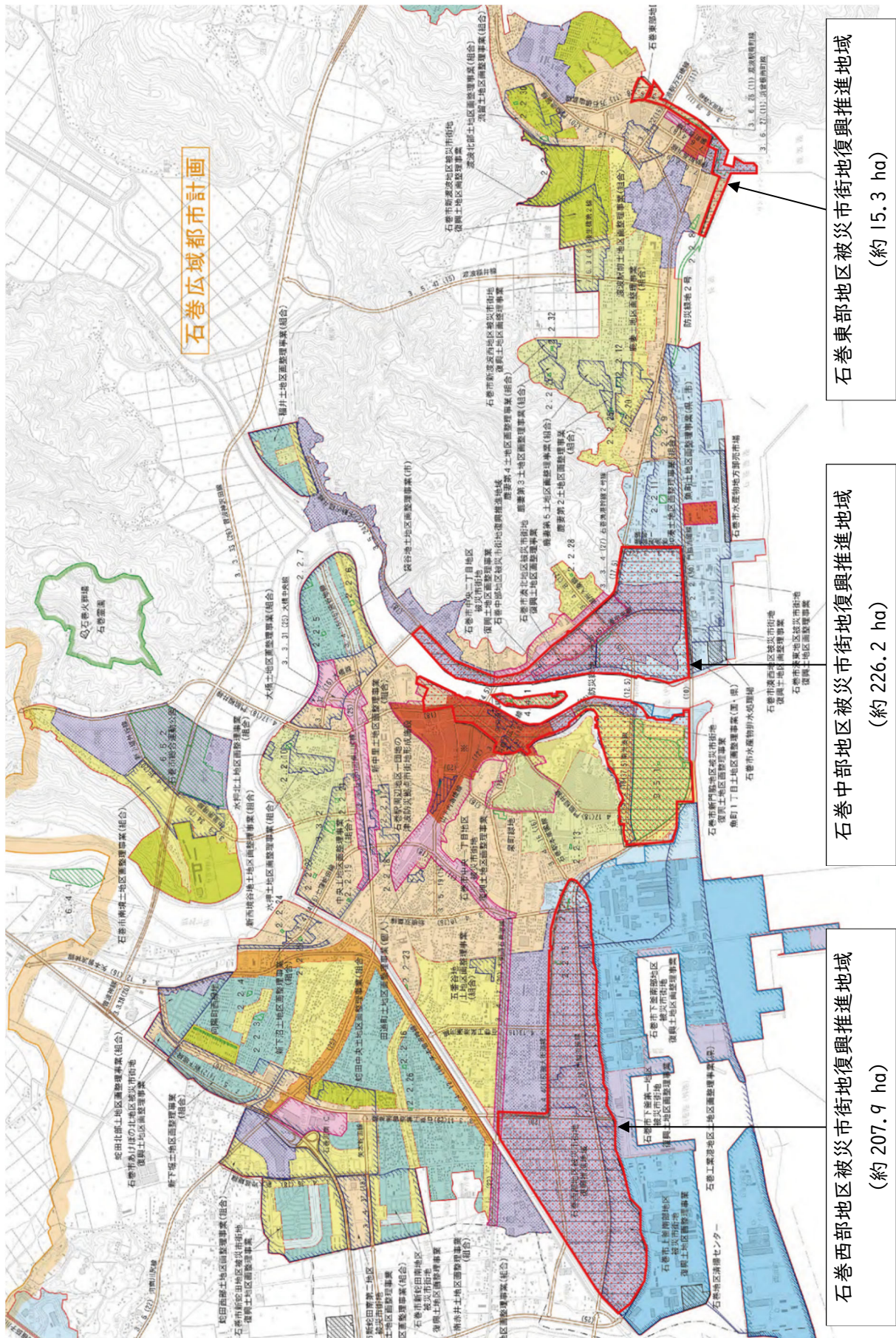
高度利用地区：都市計画法第8条に規定されている「地域地区」のひとつで、市街地における都市空間を有効に利用し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としている。指定区域内では、土地の高度利用を促進するために建築物の容積率の最高限度・最低限度、建蔽率の最高限度及び建築面積の最低限度等の制限を定めることができる。

7) 被災市街地復興推進地域

津波によって被災した市街地を被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域に決定（3地区、約 449.4ha）し、安全で災害に強い市街地整備を実現するために事業を推進しています。

表 2-11 被災市街地復興推進地域の概要

地区名	面積 (ha)	決定日	位置
①石巻西部地区被災市街地復興推進地域	約 207.9	平成 23 年 9 月 12 日	石巻市門脇字下鷺塚、門脇字中島、中屋敷二丁目、新館一丁目、新館二丁目、中浦二丁目、三ツ股三丁目、三ツ股四丁目、築山三丁目、築山四丁目、大街道南三丁目の各全部、双葉町、門脇字明神、門脇字捨喰、門脇字浦屋敷、門脇字鷺塚、中屋敷一丁目、新館三丁目、中浦一丁目、三ツ股二丁目、築山一丁目、築山二丁目、大街道東二丁目、大街道東三丁目、大街道南二丁目、大街道南四丁目、重吉町、三河町、中島町、南光町二丁目の各一部
②石巻中部地区被災市街地復興推進地域	約 226.2		石巻市中央一丁目、中瀬、門脇町二丁目、門脇町四丁目、門脇字山岸、南浜町二丁目、南浜町三丁目、湊町一丁目、湊町二丁目、湊町三丁目、湊町四丁目、川口町一丁目、川口町二丁目、川口町三丁目、大門町一丁目、大門町二丁目、大門町四丁目、明神町一丁目、湊字御所裏の各全部、中央二丁目、中央三丁目、住吉町一丁目、門脇町一丁目、門脇町三丁目、門脇町五丁目、南浜町一丁目、南浜町四丁目、雲雀野町一丁目、日和が丘二丁目、不動町一丁目、不動町二丁目、八幡町一丁目、八幡町二丁目、大門町三丁目、明神町二丁目、湊字大門崎、湊字須賀松の各一部
③石巻東部地区被災市街地復興推進地域	約 15.3		石巻市松原町、長浜町、幸町、渡波町三丁目、万石町、塩富町一丁目の各一部



※石巻広域都市計画絵括図を基に作成

図 2-20 石巻広域都市計画 被災市街地復興推進地域

8) 臨港地区

臨港地区は、石巻港臨港地区として西側行政界から雲雀野二丁目までの沿岸部及び旧北上川右岸の河口部で指定されており、石巻市内では、商港区、工業港区、修景厚生港区の3区に分かれます。面積をみると、工業港区が約352haと大部分を占めています。

9) 都市計画道路

都市計画道路については、計画決定している路線は44路線、総延長128,180mであり、そのほとんどが石巻地区となっています。改良率は47.6%ですが、河北都市計画区域内は100%であり、石巻広域都市計画区域のみで見ると47.0%となっています。

表 2-12 都市計画道路の決定状況

区分	計画決定		整備状況		備考
	路線数	総延長(m)	改良(m)	改良率(%)	
石巻広域都市計画区域	43	126,650	59,534	47.0	
河北都市計画区域	1	1,530	1,530	100.0	
合計	44	128,180	61,064	47.6	概成含 72,164m

10) 一団地の津波防災拠点市街地形成施設

一団地の津波防災拠点市街地形成施設として、須江地区と石巻駅周辺地区の2地区、約24.1haを指定しています。

表 2-13 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定状況

地区	面積(ha)	主要用途	都市計画決定日
須江地区 一団地の津波防災拠点 市街地形成施設	約 21.1	食品加工工場、自動車整備工場、 建設関連企業等	平成 25 年 10 月 22 日
石巻駅周辺地区 一団地の津波防災拠点 市街地形成施設	約 3.0	市役所本庁舎、市立病院、防災セ ンター、ささえあいセンター等	平成 26 年 8 月 26 日

11) 都市公園

都市公園のうち都市計画公園は、未整備も含め、街区公園 30 箇所、近隣公園 2 箇所、地区公園 2 箇所、運動公園 2 箇所、墓園 1 箇所、広域公園 1 箇所、都市緑地 5 箇所の合計 43 箇所となっています。

その他の都市公園については、街区公園 32 箇所、近隣公園 3 箇所、地区公園 1 箇所、運動公園 1 箇所、墓園 2 箇所、都市緑地 6 箇所の合計 45 箇所となっています。

本市の一人当たり都市計画公園面積は 11.32 m²/人で、法令の示す標準 10 m²/人を満たしています。

表 2-14 都市公園の状況

種類	種別	都市計画公園		その他の都市公園		合計		
		数	面積(m ²)	数	面積(m ²)	数	面積(m ²)	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	30	66,878	32	69,561	62	136,439
		近隣公園	2	33,000	3	55,603	5	88,603
		地区公園	2	87,605	1	40,776	3	128,381
		小計	34	187,483	36	165,940	70	353,423
	都市基幹公園	運動公園	2	444,657	1	132,388	3	577,045
	特殊公園 —風致公園及び墓園—	1	609,020	2	18,525	3	627,545	
	大規模公園 —広域公園—	1	388,000			1	388,000	
	都市緑地	5	112,681	6	10,594	11	123,275	
	合計	43	1,741,841	45	327,447	88	2,069,288	

※都市計画公園は未整備を含む

※その他の都市公園面積は都市公園法第2条の2に基づき供用開始した面積

12) 生活排水処理施設の状況

生活排水処理施設については、経済性や処理施設の特徴、地域特性に応じて、より効率的な整備手法の選定により、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、浄化槽整備事業が実施されています。そのうち、公共下水道事業は、昭和46年3月に旧石巻市が市中心部を流れる旧北上川を境として、東部処理区及び西部処理区とする下水道基本計画を策定し、昭和48年度に水産関連企業が多く生活環境の悪化が著しい東部処理区を単独公共下水道として事業に着手し、昭和56年10月から供用を開始しています。

現在は、流域関連公共下水道として北上川下流処理区、北上川下流東部処理区の2処理区、また単独公共下水道として飯野川処理区、北上処理区、鮎川処理区の3処理区、合計5処理区について事業認可を受け事業を進めており、すべての処理区が供用開始されています。

東日本大震災で甚大な被害を受けた単独公共下水道の雄勝処理区は、平成27年3月末に下水道を廃止し、合併処理浄化槽の整備を進めています。令和2年3月末現在の石巻市全体の公共下水道普及率は72.2%となっています。

地区別の公共下水道普及状況（令和2年3月末）をみると、石巻地区79.4%、河北地区67.5%、河南地区52.7%、桃生地区65.6%、北上地区37.6%、牡鹿地区35.0%となっています。

表 2-15 生活排水処理施設普及状況

	公共 下水道	農業 集落 排水	漁業 集落 排水	浄化槽 市町村 整備	浄化槽 個人 設置型	計
行政人口(人)	-	-	-	-	-	141,887
供用開始区域面積(ha)	2,835.3	510.1	5.0	-	-	3,350.4
供用開始区域人口(人)	102,378	5,646	38	778	10,852	119,692
水洗化人口(人)	85,443	4,159	37	778	10,852	101,269
水洗化率(人口比:%)	83.5	73.7	97.4	100.0	100.0	84.6
普及率(人口比:%)	72.2	4.0	0.03	0.5	7.6	84.4

13) 雨水排水対策の状況

震災により広域的かつ大規模な地盤沈下が発生した状況を踏まえ、平成26年に震災後の雨水排水に係る整備の方針を示した雨水排水基本計画を改定しました。

石巻地区の流域関連公共下水道（全体計画排水区域面積約2,613ha）については、雨水排水基本計画に基づき、雨水全体計画区域の全22排水区のうち21排水区を強制排水区として整備するため、ポンプ施設21箇所と調整池2箇所の整備を進めています。

また、河北地区の単独公共下水道飯野川排水区（全体計画排水区域面積約70ha）についても、ポンプ施設1箇所を設置しています。

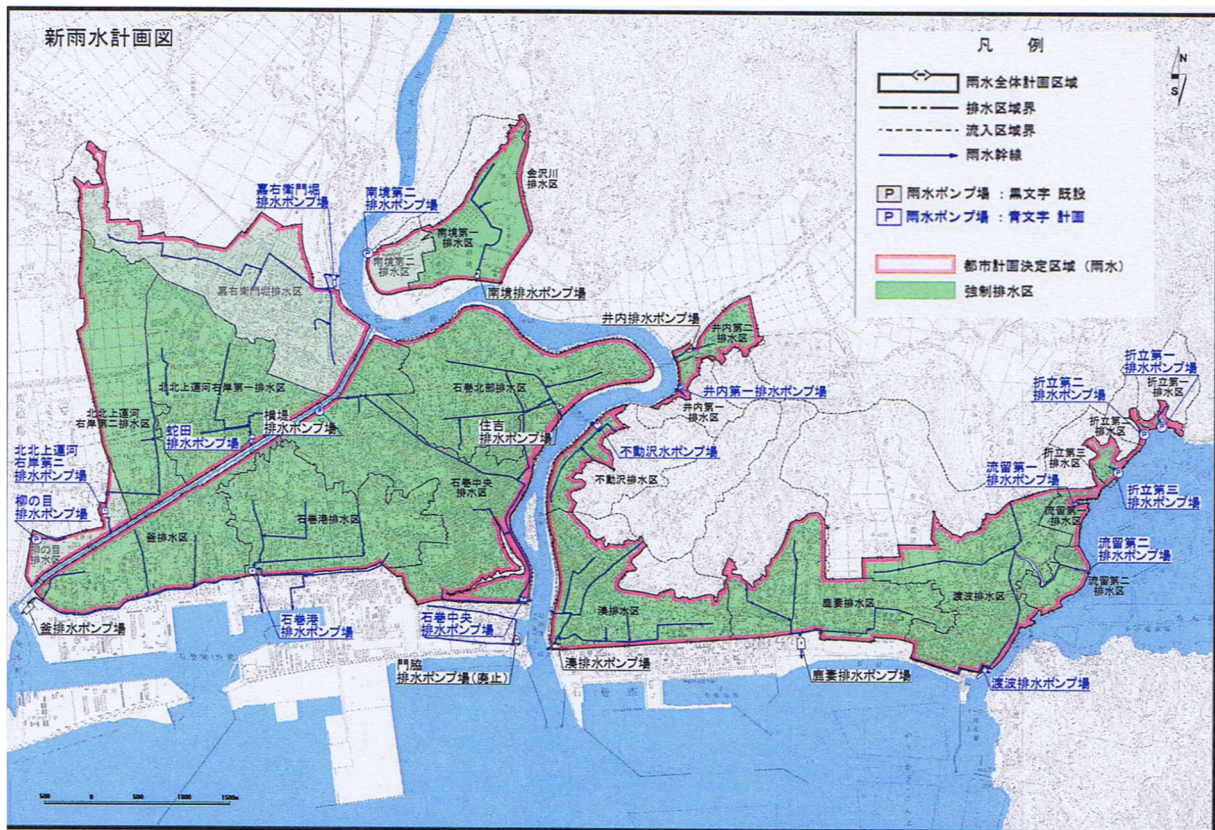


図 2-21 雨水整備計画図

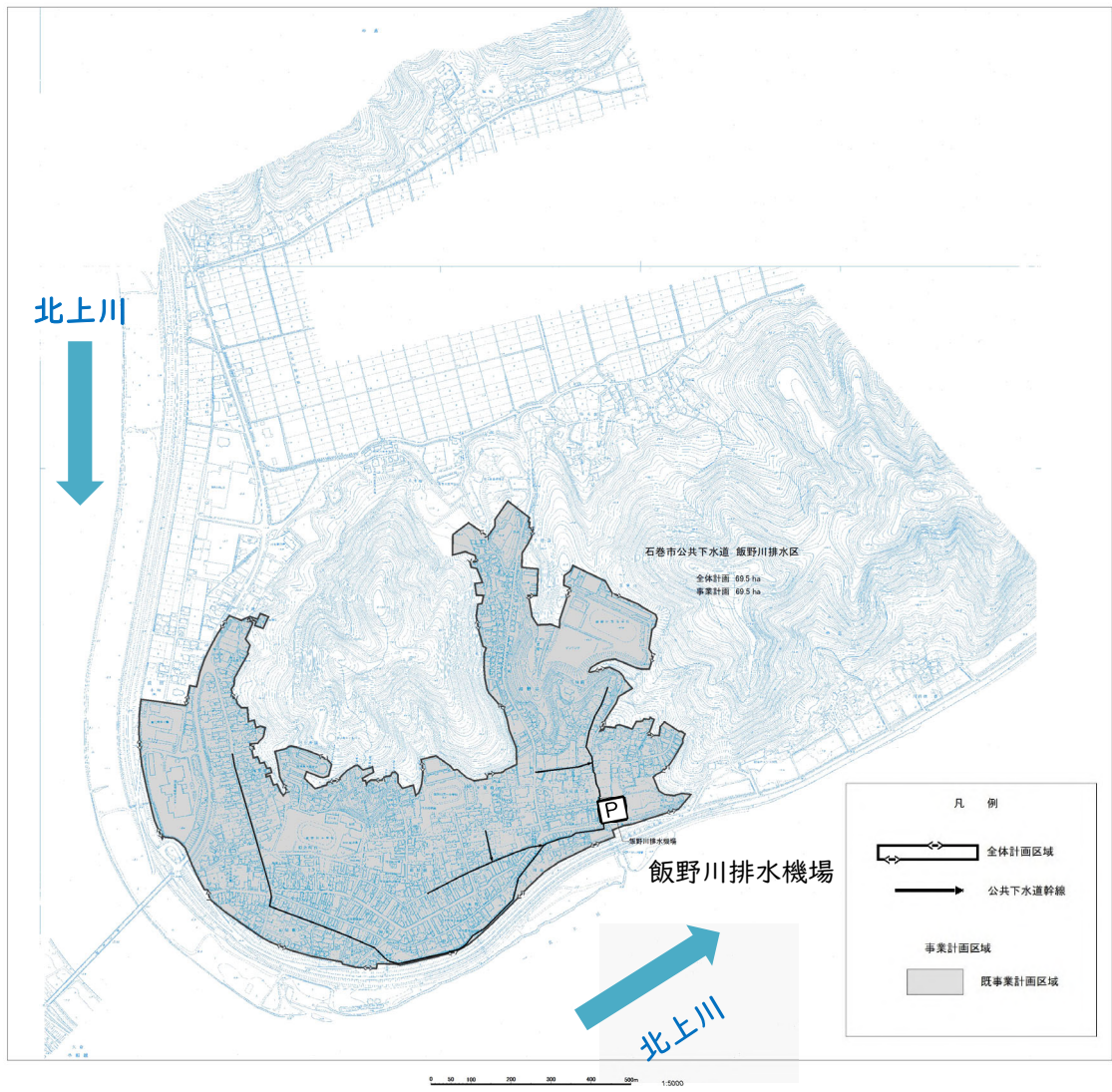


図 2-22 飯野川排水区一般図（雨水）

14) 土地区画整理事業

本市の土地区画整理事業は、47の地区で施行済又は施行中で、そのうち震災復興土地区画整理事業は、14地区（中央二丁目、新蛇田、新蛇田南、新渡波、新渡波西、新蛇田南第二、下釜第一、新門脇、湊北、湊東、湊西、中央一丁目、上釜南部、下釜南部）、総面積11,698haであり、都市計画区域全体の約21%を占めます。

なお、平成22年5月18日付で都市計画区域が廃止された雄勝地区、牡鹿地区についても土地区画整理事業が実施され、完了しています。

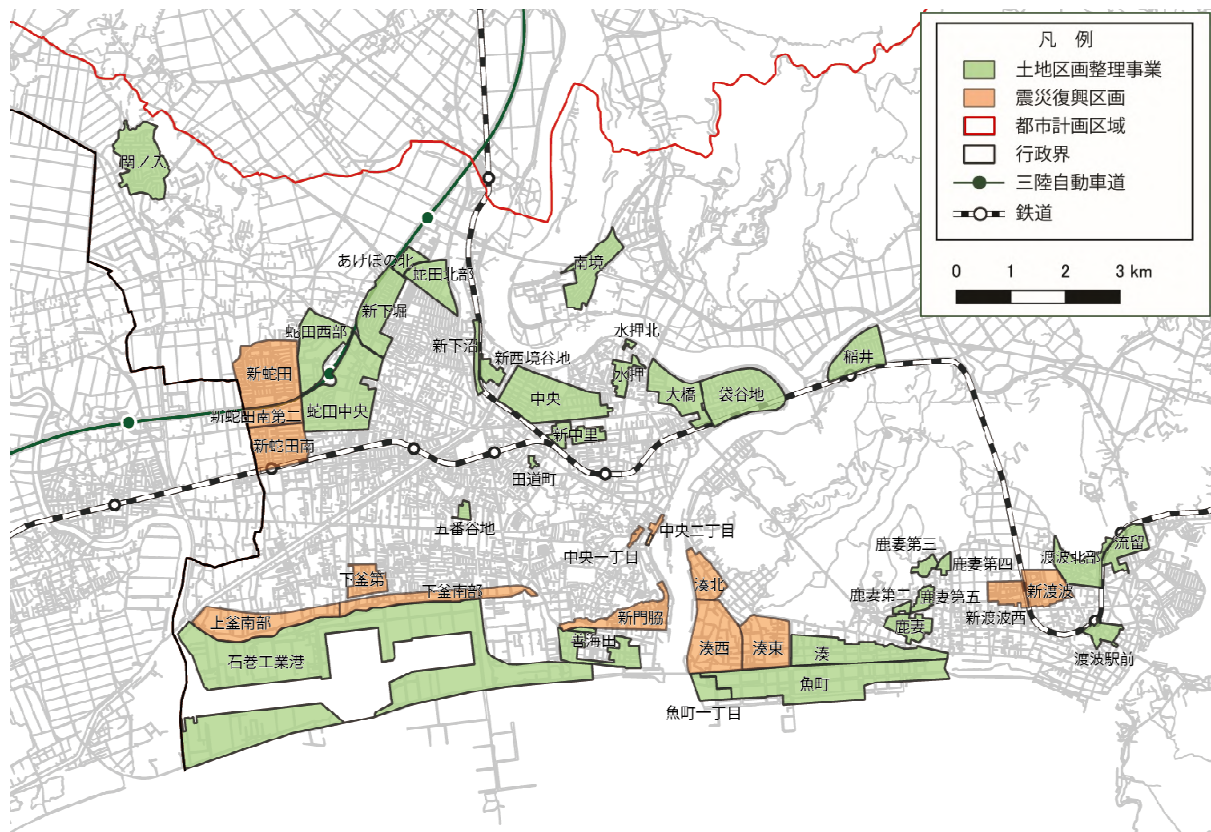
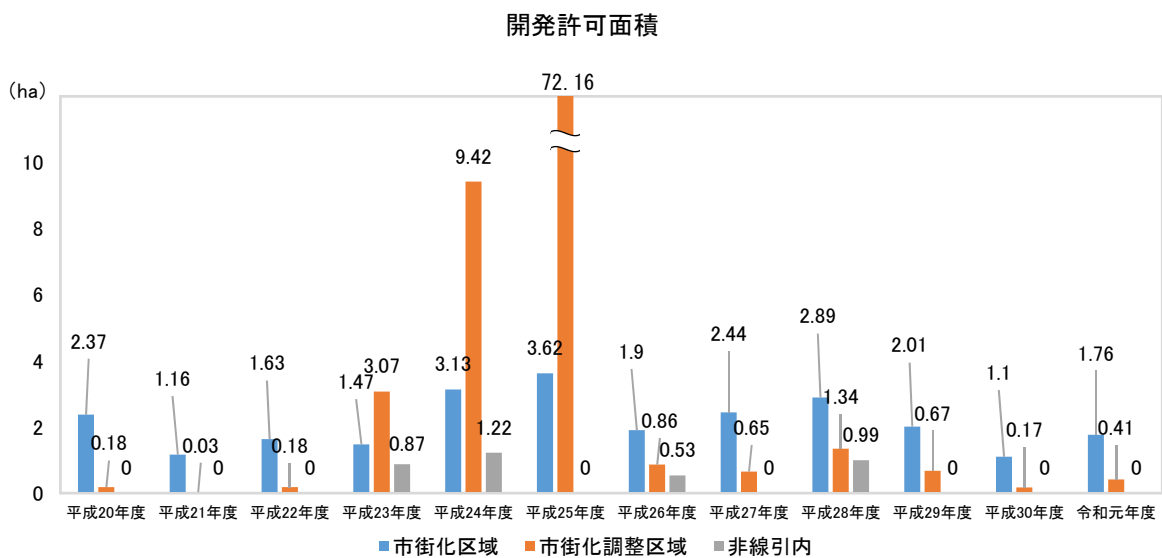
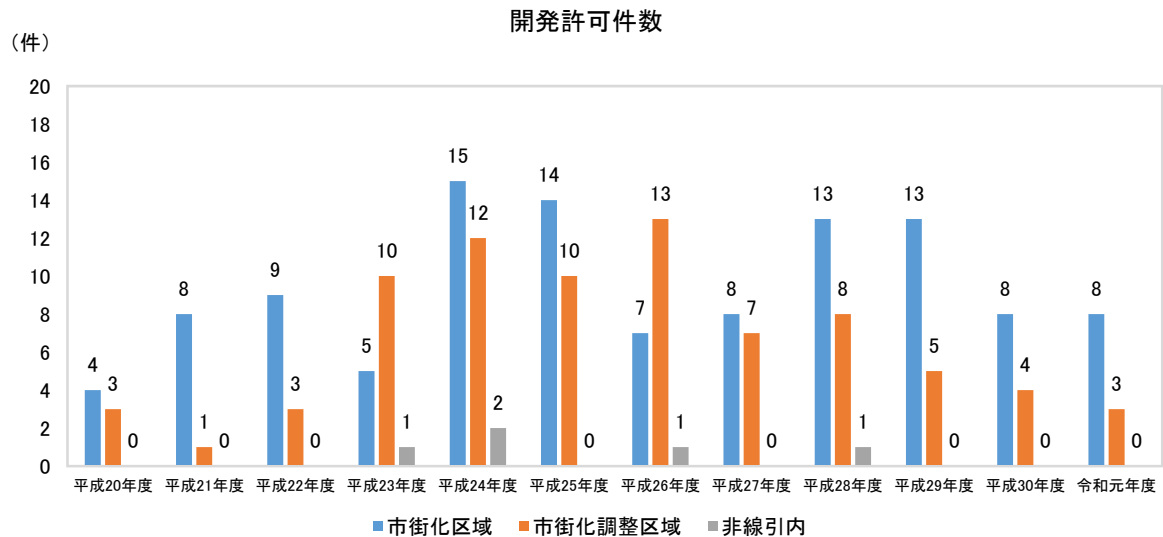


図 2-23 土地区画整理事業位置図

15) 開発許可状況

平成 23 年以降、震災復興のため、市街化区域、市街化調整区域ともに開発件数が増加しています。特に平成 25 年度における市街化調整区域内の開発は 1 件あたりの規模も約 7.2ha と大きくなっています。



※開発許可面積における平成 25 年度値の急増は、防災集団移転促進事業の進展に伴うもの

図 2-24 都市計画法に基づく開発行為の状況

16) 震災復興まちづくり

本市では、石巻市震災復興基本計画を策定し、震災復興のまちづくりが進められました。

〔市街地部〕

多数の防御施設を組み合わせ、被害を軽減させる施設（河川堤防、海岸堤防、高盛土道路、防災緑地）の整備を図ります。

〔半島沿岸部〕

津波の及ばない高台への集団移転を図り、住民の安全・安心を図ります。

〔災害に強い道路網〕

多重防御機能を有する施設としての「道路」は、津波の勢力を減衰させることはもとより、要配慮者等の「避難路」として、また、津波避難ビル等に一時避難した人々や災害救助活動のための「救出路」としての効果も期待されます。

高台のない市街地のイメージ(主に、市街地部)

二重の防御(堤防または道路)で津波を防御し、住居そして学校や病院を守る



高台に囲まれた漁業集落のイメージ(主に、半島沿岸部)

津波の及ばない高台への住居集団移転を図り、安全安心を確保

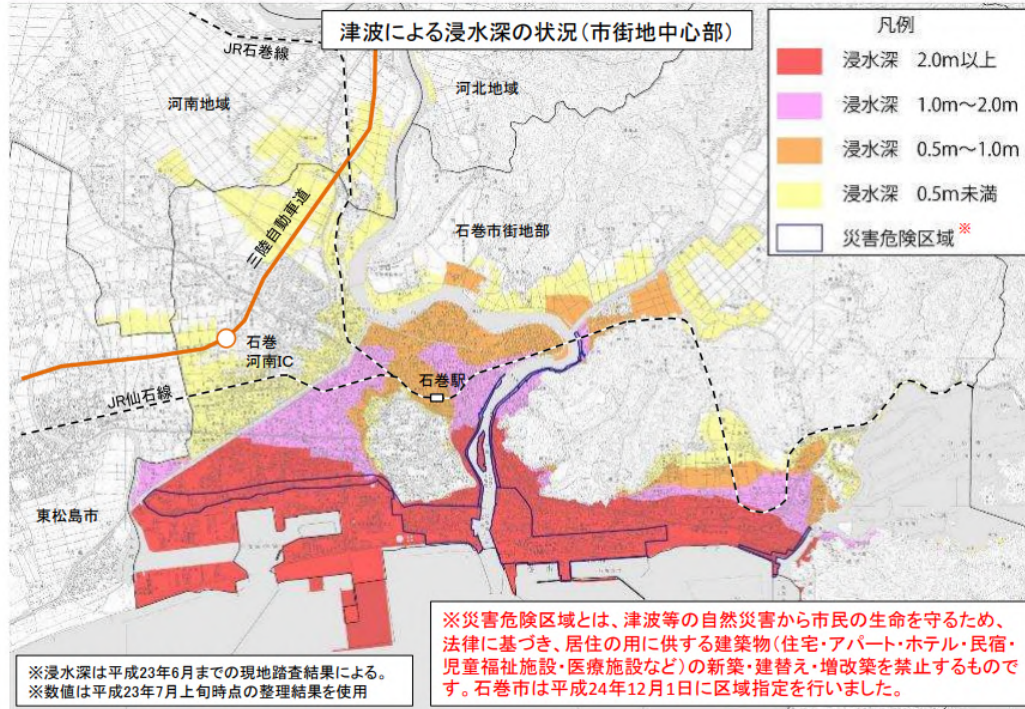


図 2-25 津波への対応イメージ

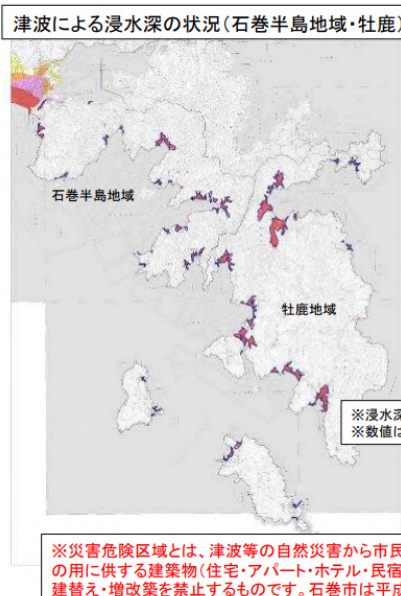
[災害危険区域の指定]

東日本大震災により甚大な被害を受けた区域において、新たな災害から市民の安全を確保するため、「東日本大震災に伴う石巻市災害危険区域の指定及び建築制限に関する条例」に基づき、平成24年12月1日より災害危険区域を指定し、建築制限を行っています。

浸水区域(市街地)



浸水区域(石巻半島地域・牡鹿)



浸水区域(河北・雄勝・北上)

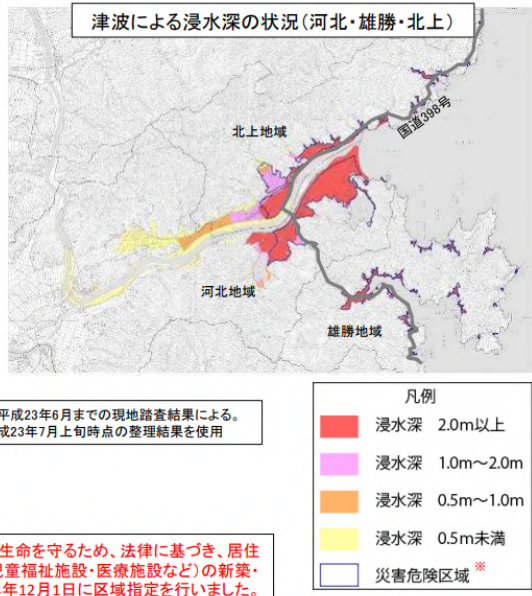


図 2-26 浸水区域